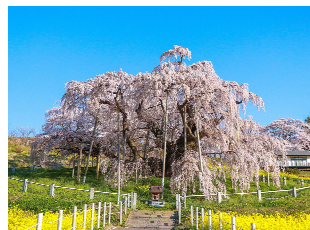


【三春町】 「三春町文化財保存活用地域計画」の認定について



三春滝ザクラ



三春城跡



三春駒



厳島神社の太々神楽



河野広中銅像

三春町教育委員会が令和5年度より作成を進めておりました「三春町文化財保存活用地域計画」について、令和8年7月17日(金)に開催された文化庁文化審議会文化財分科会において認定する旨の答申がなされ、同日文化庁長官の認定を受けました。

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に基づく、市町村における文化財の保存・活用にかかる総合的な計画です。

本計画は、国・県・町により指定された文化財だけではなく、地域に伝わる文化や行事なども町の「宝物」として捉え、それらをどのように保存活用していくかに関する方向性を示し、今後の地域づくりに資することを目的としています。

計画では、今後の町の将来像を掲げ、それを実現するための課題や方針を明らかにしています。また、三春町ならではの時代区分をすることで、わかりやすさに配慮したほか、町の歴史の特性から、桜、寺社、祭りを主題とした関連文化財群や、旧城下町である三春地区を保存活用区域に設定するなど工夫をしています。

令和8年7月17日付で、福島県内では、白河市、会津若松市、喜多方市、大熊町に次いで、福島市と並んで5番目となる文化庁長官の認定を受けました。

三春町では本計画に基づき、行政、関係団体、文化財の所有者、地域、町民、民間団体、専門家等が協力することで、文化財の保存と活用を進めてまいります。

【本件に関するお問い合わせ】

三春町教育委員会 生涯学習課 歴史民俗資料館

TEL：0247-62-5263

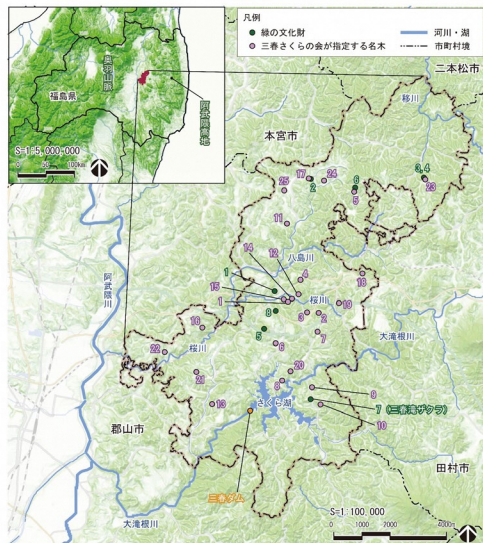
E-mail：shiryokan@town.miharu.lg.jp

04 三春町文化財保存活用地域計画【福島県】

【計画期間】
令和8～12年度
(5年間)

【面積】
72.76km²

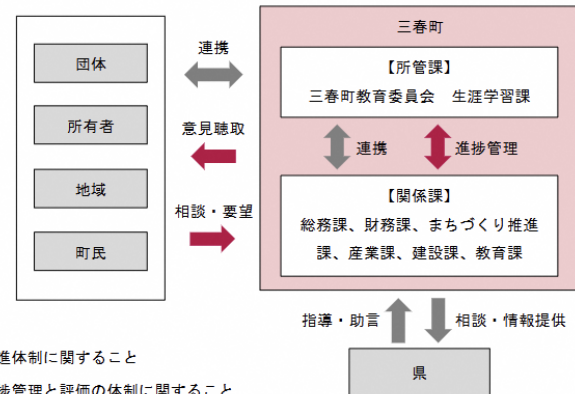
【人口】
約1.6万人



推進体制

三春町文化財保存活用地域計画推進協議会（仮称）

情報共有・意見聴取 ↑ ↓ 進捗管理・評価・見直し



歴史文化の特性

指定等文化財件数一覧

類型			国指定 ・選定	国選択	県指定	町指定	国登録	合計
有形文化財	建造物		1	—	0	4	2	7
	美術工芸品	絵画	0	—	0	8	0	8
		彫刻	0	—	1	15	0	16
		工芸品	0	—	0	5	0	5
		書跡・典籍	0	—	0	4	0	4
		古文書	0	—	1	5	0	6
		考古資料	0	—	0	1	0	1
	歴史資料		0	—	0	24	0	24
無形文化財		0	0	0	0	0	0	
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	—	0	7	0	7	
	無形の民俗文化財	0	0	0	13	0	13	
記念物	遺跡		0	—	0	8	0	8
	名勝地		0	—	0	0	0	0
	動物・植物・地質鉱物		1	—	0	6	0	7
文化的景観			0	—	—	—	—	0
伝統的建造物群			0	—	—	0	—	0
合計			2	0	2	100	2	106

※0：該当なし —：制度なし

1. 枝垂れ桜が咲き競う阿武隈の山里

長く厳しい冬が終わると、旧城下町を含め、近隣農村の里山が、梅・桃・桜の花々で次々に彩られる。中でも三春滝ザクラをはじめとしたベニシダレザクラの古木群は、三春が誇る宝物である。

2. 三春城を仰ぎ見る城下町の文化

江戸時代、三春城の周囲には、城に仕える武士たちが暮らし、彼らの生活を支える商工業者が狭い谷間に軒を並べて、城下町が形成された。こうした武士や町人、さらに寺社等により、様々な文化が花開いた。

3. 村と町の暮らしを支えた産業と工芸品製作

稲作に不向きな三春の農村で産み出された馬や蚕、葉煙草が、城下の市や問屋に集められ、各地へ売られていった。幕府への献上馬「三春駒」は、木地玩具の「三春駒」に変わり、芸術品の域に達した張子の「三春人形」も、三春の名を広く知らしめた。

4. 寺社祠が伝える祈りと祭り

中世以来、各所に建立された寺社などに、仏像や神像に限らず、絵馬や算額・句額など多くの芸術・学問が奉納された。各地域で講が結ばれ、獅子舞や神楽、武芸も、城下の各町や近郊の村々、職能団体毎に競って奉納されることで、祭りや行事が発展・継承された。

5. 自由民権が謳われた郡役所の町

戊辰戦争を辛うじて乗り切ると、戦火を免れた城下町は郡都として発展した。自由民権運動に目覚めた河野広中らが、三師社や正道館を創設すると、そこで自由や権利を学んだ若者が、全国各地に巣立っていった。

指定等文化財は、106件
未指定文化財は、858件把握

将来像	方向性		課題	方針	措置の例
地域のみんなでゆかしい、宝物を育み、受け継ぎ、活かすまち	育み、受け継ぐ	調査・研究	1) 調査・研究が不十分 2) 調査成果の体系的な整理・更新が不十分	1) 計画的な調査・研究の推進 2) 調査成果の体系的な整理・更新の推進	1-1 未指定文化財の把握調査 把握調査が不足あるいは未実施である美術工芸品、無形文化財、有形の民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群、文化財の保存技術、その他の宝物から優先的に調査を推進する。 ■三春町、団体、所有者、地域、町民 ■R8～12
		保存・管理	3) 宝物の価値付けが不十分 4) 計画的ではない保存・管理 5) 保存・管理場所の不足 6) 継承者への支援が不十分	3) 宝物の登録・認証の推進 4) 計画的な保存・管理 5) 収蔵施設の確保 6) 継承者への支援の強化	3-2 三春の宝物登録・認証制度の検討 未指定文化財の中で一定の価値が認められる宝物を保護するため、登録・認証制度を創設する。 ■三春町、団体、所有者、地域 ■R8～12
		防災・防犯	7) 災害・犯罪への対策が不十分	7) 防災・防犯対策の推進	7-3 文化財防災・防犯対策支援事業 宝物の防災・防犯計画の作成を支援し、対策設備整備に対する支援を検討する。 ■三春町、所有者、地域、町民 ■R8～12
		体制構築	8) 学習環境が未整備 9) 保存・活用に関わる人材の不足	8) 学校教育と生涯学習の環境整備 9) 地域・行政での人材確保・育成	9-1 文化財保護地域団体事業 地域の歴史文化を保存・活用する「文化財保護地域団体」や、それらの連絡・調整をする組織の設立・運営を支援する。 ■地域、三春町、団体 ■R9～12
	活かす	普及・活用	10) 展示・公開が不十分 11) 周辺環境が未整備 12) 観光・交流・地域活性化への活用が不十分	10) 展示・公開の充実 11) 周辺環境の整備 12) 観光・交流・地域活性化への活用	10-3 地域の歴史文化紹介事業 地区毎の歴史文化を総合的に調査し、その成果を企画展や展示解説図録として順次公開する。 ■三春町、所有者、地域 ■R9～12
		情報発信	13) 広報・情報発信が不十分	13) 広報・情報発信の充実	13-1 情報発信の推進 町広報誌やホームページ、SNS等を利用した情報発信の充実を図り、伝統芸能や行事の開催等タイムリーな発信に努める。 ■三春町、団体 ■事業期間：R8～12

3つの関連文化財群と1つの文化財保存活用区域

3つの関連文化財群

三春町の歴史文化の特性を表し、各地域で保存・活用の必要性・緊急性が高い宝物として、三春滝ザクラに代表される桜や、地域で受け継がれる寺社の建造物や美術工芸品、年中行事や祭礼がある。今期は、これらに関して3つの関連文化財群を設定する。

次期以降は、歴史文化の特性に基づき、今期で調査する近隣市町の宝物も対象に含めて、新たな関連文化財群の設定を検討する。

(1) 春の三春を彩る桜

阿武隈の山間に開かれた三春町は、春の訪れとともに、三春滝ザクラをはじめとしたペニシダレザクラを中心に、たくさんの桜が里山のあちこちで咲き競い、「三春」の春を象徴する風景が創出される。

三春滝ザクラ（国指定記念物）、八十内公園のかもん桜（町指定記念物）、南成田の大桜（町指定記念物）等 27件



福聚寺桜

(2) 寺社に息づく多様な祈り

三春町は、祈りの場としての寺社等が多いだけでなく、様々な形状や色彩に象られた祈りの道具が、長年にわたり多様な階層から奉納され、それらが社会の変遷の影響を受け、形を変えながら現在に多数伝わっている。

木造阿弥陀如来立像（県指定有形文化財）、古四王堂、附棟札一枚（町指定有形文化財）、三春大神宮奉納白馬像（町指定民俗文化財）等 57件



古四王堂

(3) 地域に培われた行事と祭り

三春町は、伝統三春盆踊りや田村大元神社の長獅子舞など、年間を通して寺社や地域に伝えられた様々な祭りが催されるとともに、各地域や各家に季節毎の年中行事が伝わっており、それらが暮らしに彩りを添えている。

八雲神社の長獅子舞（町指定民俗文化財）、田村大元神社の三匹獅子舞（町指定民俗文化財）、直毘神社の太々神楽（町指定民俗文化財）等 32件



伝統三春盆踊り

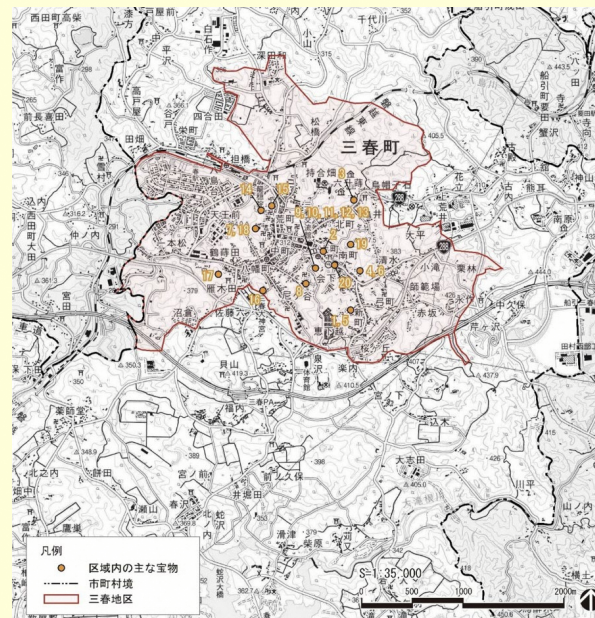
文化財保存活用区域

三春町は、合併前の旧町村に由来する7つの地区から構成されており、それぞれの地区で自然的・地理的環境や社会的状況、歴史的背景、宝物に特徴がある。今期は、城下町としての特性を形成した中世以降の歴史の核である三春城や、当時つくられた寺社、美術工芸品等が集積する三春地区を、三春町の歴史にとって特に重要な地区と位置付け、先行して文化財保存活用区域を設定する。次期以降は、三春地区以外の6地区について文化財保存活用区域を順次増やし、各地区の魅力を体現する宝物の保存・活用を進めていく。

(1) 旧城下町区域（三春地区）

三春地区は、三春町の中心に位置し、三春城跡と旧城下町からなる地区で、宝物が集中して伝わっており、三春町の歴史文化を代表する区域である。

永正元（1504）年に田村義顕が三春に居城を移して以来、三春城下町は田村地方や三春藩の中心地になった。そこには武家が集住し、武家の暮らしを支える商工業者、それらの精神文化を司る寺社等の宗教勢力も集まり、経済・文化も発達した。また、周辺農村で生産された馬や蚕、葉煙草をはじめ、城下の人々の暮らしを支える物産が集められるとともに、学校や寺社も創設され、マチとムラの人々が交流することで、様々な宝物が創出され、現在に継承されている。



城山と旧城下町

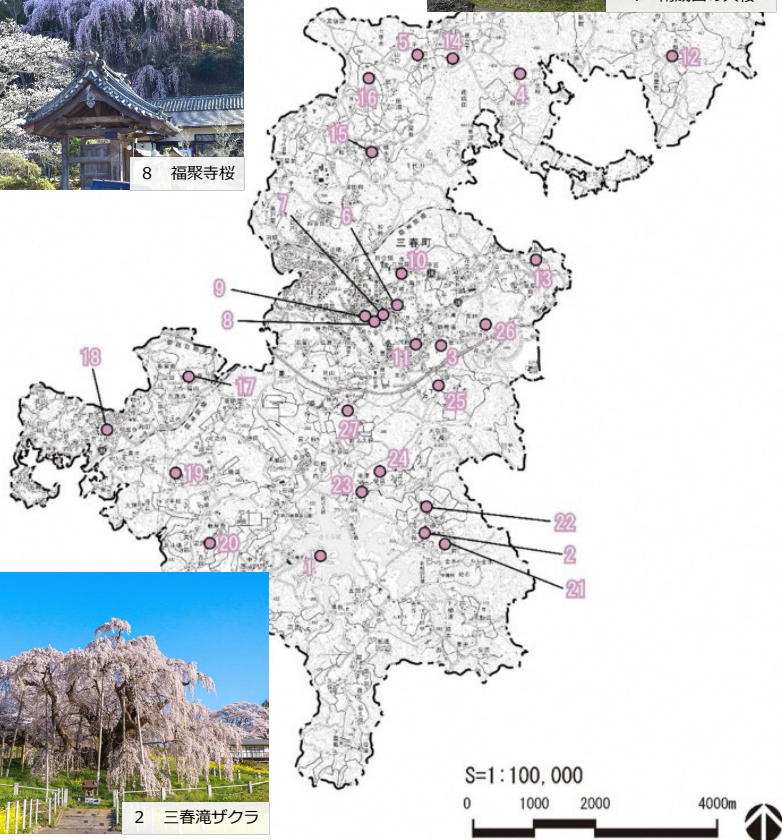
田村氏掟書、附大般若經（県指定有形文化財）、藩講所明徳堂表門、附属額一面（町指定有形文化財）、三春城起し絵図（町指定有形文化財）、八幡神社の長獅子舞（町指定民俗文化財）等 20件

関連文化財群(1) 春の三春を彩る桜

概要

江戸時代、三春藩主から保護され、都の公家たちが競って和歌を詠んだ三春滝ザクラ。三春の人々は、滝ザクラのような桜を身近に置きたいと願って、屋敷や近くの寺社、墓地などに苗木を植えて育てた。先人たちが願い、育てたあげたベニシダレザクラの古木は、苗木の生産や植栽技術によって未来に伝えられ、桜の里・三春が継承される。

構成資源の位置



課題

- ・桜の分布や種別、大きさ、樹齢等が正確に把握できておらず、管理が行き届いていない。
- ・三春滝ザクラの苗木生産技術、育成技術が継承されていない。
- ・桜の周辺環境が荒廃して生育を妨げる竹木が繁茂しており、また観光客向けの整備が行われていない。

方針

- ・桜の調査を推進し、保存・管理のための台帳を整備し、管理を行う所有者・管理団体を支援する。
- ・三春滝ザクラの苗木生産技術、後継樹の育成技術の向上・継承を支援する。
- ・桜の生育を妨げる竹木の伐採や、観光客向けの案内や駐車場等の整備を検討・支援する。

主な措置

A-1 桜の現況調査

桜の古木や大木を中心に、分布や種別、大きさ等を調査し、さらに、生育状況や周辺環境を含めた台帳整備を推進する。

■三春町、団体、所有者、地域、町民 ■R8～11

A-4 三春滝ザクラ後継樹の選定・育成支援事業

三春滝ザクラの後継となる木を選定し、三春さくらの会等と協力し、その育成を支援する。

■三春町、団体、所有者 ■R9～12

A-7 地域の桜保存団体への支援

滝桜保存会や南成田の大桜を守る会のほか、地域の桜を保存する団体の創設・活動を支援する。

■団体、三春町 ■R8～12

A-9 文化財周辺環境整備事業

桜の生育や景観に影響を与える竹木の伐採等の周辺環境や、便益施設の整備を検討し、所有者等が行う事業を支援する。

■所有者、三春町、地域 ■R9～12

